小中一貫教育の制度概要

1. 制度概要

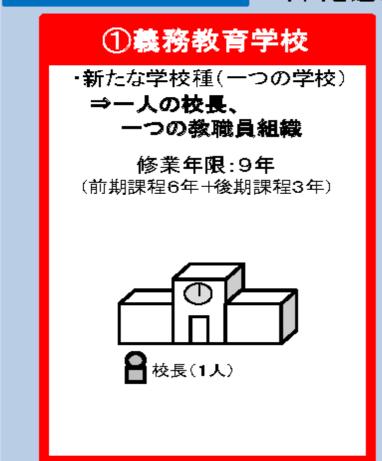
義務教育学校	一人の校長の下で一つの教職員集団が一貫した教育課程を編成・実施する9年制の学校				
小中一貫型小・中学校	組織上独立した小子校及ひ中子校か義務教育 学校に進じる形で一貫した教育を施す形能	併設型小・中学校	同一設置者によるもの		
		連携型小・中学校	小学校と中学校で設置者が異なるもの		

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

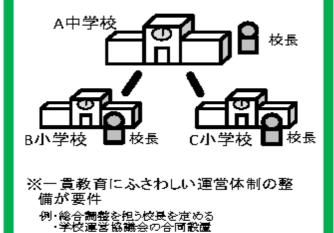
小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、 9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育



小中一貫型小学校·中学校

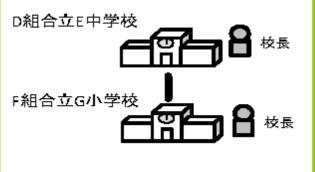
・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態 ⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

②併設型小学校·中学校 (<u>同一の</u>設置者)



校長等を併任

③連携型小学校・中学校 (異なる)設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

出典:文部科学省(2016.12)「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引き」

2. 各制度の特色

		小中一貫型小学校・中学校				
	義務教育学校		併設型小学校 併設型中学校 施設分離型	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校		
設置者		同一の設置者		異なる設置者		
修業年限	9年 (前期課程6年+後期課程3年)	小学校6年 中学校3年				
組織	1人の校長、1つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織				
免許	原則小学校・中学校の免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程、 中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること				
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成					
施設形態	施設一体型/施設隣接型/施設分離型					
設置基準	前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用				
標準規模	18学級以上27学級以下	小学校・中学校それぞれ12学級以上18学級以下				
通学距離	概ね6km以内	小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内				
設置手続き	市町村の条例	市町村教育委員会の規則等				